

耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業補助金交付等要領

令和5年3月28日付4全酪連購発第587号

(趣旨)

第1 国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営への転換を図るため、畜産農家と耕種農家との連携による国産飼料の利用拡大を推進するとともに、国産飼料の生産・利用拡大を図り、飼料作物の国産化に係る取組を推進することで、我が国の飼料自給率の向上及び飼料生産基盤の強化を図る。

(通則)

第2 耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)及び飼料自給率向上総合緊急対策事業補助金交付等要綱(令和4年12月27日付け4畜産第1755号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、畜産農家等と耕種農家等の連携の強化によって国産飼料の利用を拡大する取組を支援することにより、我が国の飼料自給率の向上及び飼料生産基盤の強化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容については、別表1のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体的な手続等は、全国酪農業協同組合連合会(以下、「全酪連」という。)代表理事会長が別に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 全酪連代表理事会長は、別表1の欄に掲げる耕畜連携協議会が行う耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として全酪連代表理事会長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第6 全酪連代表理事会長が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を全酪連代表理事会長に提出しなければならない。ただし、別表2の1の(2)の①の経費に係る事

業については、別紙によるものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付申請書の提出期限は、全酪連代表理事会長が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第8 全酪連代表理事会長は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、飼料生産組織等に対しその旨を通知するものとする。ただし、別表2の1の(2)の①の経費に係る事業については、別紙によるものとする。

(申請の取下げ)

第9 耕畜連携協議会は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を全酪連代表理事会長に提出しなければならない。

(契約等)

第10 耕畜連携協議会は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、本要領の各条項を内容とする実施に関する契約を当該第三者と締結し、遅滞なく全酪連代表理事会長に届け出なければならない。

- 2 耕畜連携協議会は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 耕畜連携協議会は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第11 耕畜連携協議会は、第8の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、全酪連代表理事会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第12 耕畜連携協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を全酪連代表理事会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に定める軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 耕畜連携協議会は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて全酪連代表理事会長の承認を受けることができる。

3 全酪連代表理事会長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第13 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣(以下「大臣」という。)が別に定める軽微な変更は、交付等要綱別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第14 耕畜連携協議会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を全酪連代表理事会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15 耕畜連携協議会は、別表2の1の(2)の①の経費に係る事業を除く補助事業について、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに全酪連代表理事会長に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、全酪連代表理事会長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、飼料生産組織等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第16 耕畜連携協議会及び飼料生産組織等は、別表2の1の(2)の①の経費に係る事業を除く補助事業について、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を全酪連代表理事会長又は耕畜連携協議会会長に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 耕畜連携協議会は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく飼料生産組織等に交付しなけ

ればならない。

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、耕畜連携協議会は、別表2の1の(2)の①の経費に係る事業を除く補助事業について、当該事業が完了したとき(第12第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書を全酪連代表理事会長に提出しなければならない。

2 耕畜連携協議会は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を全酪連代表理事会長に提出しなければならない。

3 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした耕畜連携協議会は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした耕畜連携協議会は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに全酪連代表理事会長に報告するとともに、全酪連代表理事会長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により全酪連代表理事会長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18 全酪連代表理事会長は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、耕畜連携協議会に通知するものとする。

2 全酪連代表理事会長は、耕畜連携協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第19 耕畜連携協議会は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、全酪連代表理事会長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。

- 2 全酪連代表理事会長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第20 全酪連代表理事会長は、第12第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
- (1) 耕畜連携協議会又は飼料生産組織等が、法令、本要領又は法令若しくは交付等要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 耕畜連携協議会又は飼料生産組織等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 耕畜連携協議会又は飼料生産組織等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 全酪連代表理事会長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第21 耕畜連携協議会は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 3 耕畜連携協議会及び飼料生産組織は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ全酪連代表理事会長の承認を受けな

なければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第6第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
 - (1)担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2)本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第23 耕畜連携協議会及び飼料生産組織等は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を全酪連代表理事会長に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第24 耕畜連携協議会及び飼料生産組織等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 耕畜連携協議会は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 耕畜連携協議会及び飼料生産組織等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

- 第25 耕畜連携協議会は、飼料生産組織等に補助金を交付するときは、本要領第10、第12から第15まで、第18から第21まで、第23及び第24の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1)適正化法、適正化法施行令、交付規則、交付等要綱及び本要領に従うべきこと。
 - (2)間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めがないも

のとする。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により耕畜連携協議会による間接補助金の交付の決定をもって耕畜連携協議会の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による飼料生産組織等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を飼料生産組織等に納付させることがあること。

2 耕畜連携協議会は、飼料生産組織等が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 耕畜連携協議会は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ全酪連代表理事会長の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第8による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に全酪連代表理事会長の承認を受けたものとする。

4 耕畜連携協議会は、第1項第3号により飼料生産組織等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を全酪連に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

6 耕畜連携協議会は、間接補助事業に関して、飼料生産組織等から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を全酪連に返還しなければならない。

(事業実施の手続)

第26 耕畜連携協議会は、第6第1項に規定する交付申請書を提出する際、全酪連代表理事会長が別に定める事業実施計画を添付するものとする。

2 別表2の重要な変更の欄に掲げる変更により、第12第1項に規定する変更等承認申請書を提出する際、変更する事業実施計画(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。)を添付するものとする。

3 耕畜連携協議会は、第17第1項に規定する実績報告書を提出する際、第6第1項に規定する交付申請書又は第12第1項に規定する変更等承認申請書に添付した事業実施計画に実績を反映したもの(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。)を添付するものとする。

(事業達成状況の報告)

第27 耕畜連携協議会は、全酪連代表理事会長が別に定めるところにより、事業達成状況を全酪連代表理事会長に報告するものとする。

(事業の評価等)

第28 耕畜連携協議会は、全酪連代表理事会長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、全酪連代表理事会長に報告するものとする。

(助成措置)

第29 全酪連は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領及び全酪連代表理事会長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(事業の推進指導等)

第30 全酪連は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、国、都道府県、市町村及び関係団体等の協力を得つつ、事業の趣旨、内容等の周知及び耕畜連携協議会に対する指導・助言その他必要な支援に努めるものとする。

(他の施策との関連)

第31 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 家畜共済の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家等は、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

(2) みどりのチェックシートの実践

耕畜連携協議会は、本事業の受益者となる畜産農家等が、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシートの取組内容について、畜産農家等自らがその生産活動の点検を行っていることを確認するものとする。ただし、第4において全酪連代表理事会長が別に定める本事業に係る細目及び具体的な手続等に規定する取組内容に限る。

(3) 労働安全の確保

耕畜連携協議会は、作業従事者及び本作業の受益者となる畜産農家等又は耕種農家等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

(4) 農業共済及び保険の活用

本事業により機械・施設等を整備する場合にあつては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損害補償保険(天災等に対する補償)、動産総合保険(盗難補償)等の保険に加入するよう努めるものとする。

(5) 重複助成の禁止

耕畜連携協議会は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行

政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

(6) 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機、農業ロボット(ほ乳ロボット等)、ほ場や牛の情報を取得するIoT機器等を導入(リースも含む。)する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得する場合には、耕畜連携協議会(耕畜連携協議会以外の者に貸し付けるときは、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

(その他)

第32 本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、全酪連代表理事会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年3月28日から施行する。

別表1 (第4関係)

事業内容	耕畜連携協議会
<p>1 耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業</p> <p>(1) 耕畜連携国産飼料利用拡大推進(地域推進型)</p> <p>(2) 耕畜連携国産飼料利用拡大</p>	<p>畜産農家等と耕種農家等のマッチングによる飼料の利用・供給を図るため、畜産農家等を支援する農協等、耕種農家等を支援する地域農業再生協議会等、畜産農家等、耕種農家等、飼料生産組織、都道府県、都道府県農業再生協議会等、全酪連、その他関係者が参画し設立する協議会であり、次に定める要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>ただし、農協等、地域農業再生協議会等、畜産農家等及び耕種農家等は必須の参画者とする。</p> <p>(1) 本事業において協議会の設立や運営の主体となる者は、原則として農協等とし、事務局を担う者は、本事業の趣旨に沿って適切に事務を行うことができるものとしていること。</p> <p>(2) 協議会の設立、協議会内の連携、実施要領別紙1第3の1に規定する利用供給計画の策定等は、耕畜連携による飼料作物の利用供給を図るため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしていないこと。</p> <p>(3) 利用供給計画の実現に向け、耕種農家等と畜産農家等との連携、耕種農家等に対する飼料作物生産に係る技術指導等の技術的なサポート体制を構築するよう努めること。</p>

別表2(第5関係)

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更
				事業の内容の変更
1 耕畜連携 国産飼料利用 拡大対策事業	(1) 耕畜連携国産飼料利用拡大 推進(地域推進型) 耕畜連携協議会が行う、耕畜 連携の取組の実現を図るための 推進活動、現地確認、畜産農家 等と耕種農家等とのマッチング 等に必要な経費	定額	全酪連 代表理 事会長	1 事業の中止又 は廃止 2 耕畜連携協議 会の組織の改 編に伴う名称 等の変更
	(2) 耕畜連携国産飼料利用拡大 ① 国産飼料利用供給推進 畜産農家等が飼料作物を給 与するとともに、給与情報を耕種 農家等に提供する取組に対し て、事業実施主体が補する場合 における当該補助に要する経費 ② 耕畜連携飼料生産組織取 組拡大 耕畜連携協議会の構成員で ある耕種農家等が構成員である 畜産農家等へ飼料作物を供給 するのに要する機械等の導入 (購入、リース又はレンタル)並び に当該飼料作物の生産に係る 作業を請け負う飼料生産組織が 飼料作物を供給するのに要する 機械等の導入(購入、リース又は レンタル)に要する経費	利用供給数量 青刈りとうもろ こし7,800円/ト ン以内 ソルゴー7,800 円/トン以内 牧草7,800円/ トン以内 子実用とうもろ こし12,000円/ トン以内 1/2以内 (ただし、保管 庫の借上げに ついては、飼 料生産組織当 たり100万円以 内/年とする。)	全酪連 代表理 事会長	3 総事業費の 30%を超える 増及び国庫補 助金の増 4 総事業費及び 国庫補助金の 30%を超える 減

別紙（第6第1項、第8第1項関係）

別表2の1の（2）の①の経費に係る事業の申請手続及び交付決定の通知並びに補助金の交付については、次の1から7までの規定により行うものとする。

- 1 別表2の1の（2）の①の経費に係る事業に参加する者（以下「事業参加申込者」という。）は、耕畜連携協議会から送付された別記様式第12号の飼料自給率向上総合緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）の素案を確認した上で、当該交付申請書兼実績報告書を素案の送付元である耕畜連携協議会に提出し、当該補助金の交付を申請するものとする。
なお、事業参加申込者が交付申請書兼実績報告書を耕畜連携協議会に提出する際には、別記様式第13号により交付先情報を添付するものとする。
- 2 耕畜連携協議会は、事業参加申込者から提出された交付申請書兼実績報告書の内容を確認の上、別記様式第14号の飼料自給率向上総合緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告地域総括書（以下「交付申請書兼実績報告地域総括書」という。）をとりまとめ、全酪連代表理事会長に提出し、当該補助金の交付を申請するものとする。なお、この場合、交付申請書兼実績報告書の写しを添付するものとする。
- 3 全酪連代表理事会長は、交付申請書兼実績報告書及び交付申請書兼実績報告地域総括書の内容を確認の上、交付等要綱別記様式第15号の飼料自給率向上総合緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告総括書（以下「交付申請書兼実績報告総括書」という。）をとりまとめ、大臣に提出するものとする。
- 4 大臣は、交付申請書兼実績報告総括書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、その結果を交付等要綱別記様式第16号の飼料自給率向上総合緊急対策事業補助金交付決定通知書により全酪連代表理事会長に通知した上で、補助金を交付する。
- 5 全酪連代表理事会長は、4の結果を別記様式第16号の耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業補助金交付決定通知書により耕畜連携協議会に通知するものとする。
- 6 耕畜連携協議会は、5により通知を受けた4の結果を事業参加申込者に通知するものとする。
- 7 事業参加申込者死亡時における補助金の交付の承継
 - ① 事業参加申込者が、1による交付の申請後に死亡した場合において、当該事業参加申込者の経営を承継する者がいないときは、当該事業参加申込者の相続人は、当該事業参加申込者が存命の間、全酪連代表理事会長が別に定める交付要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加申込者の補助金の交付を受けられるものとする。
 - ② ①により補助金の交付を受けられるための手続を行う者は、事業参加申込者の補助金の交付の承継に関する申出書（別記様式第17号）に、事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類、相続人本人の口座で補助金の受領を希望する場合は、相続人の補助金交付先情報（別記様式第18号）を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに耕畜連携協議会に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができ

るのは事業参加申込書の提出のあった年度内とする。

また、耕畜連携協議会は、事業参加申込者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに全酪連代表理事会長に報告するものとする。

全酪連代表理事会長は上記の申し出があった場合には、速やかに農林水産省畜産局長に報告するものとする。